



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ2011 推進ニュース

— 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

方針「今後の介護ウェブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!

認知症の人を支えるまちづくり「本来の地域包括ケア」を目指して 市民公開講座「認知症の人を支えるまちづくり」に約350名が参加(奈良)

伏見地域包括支援センター（平和会委託）主催の「市民公開講座認知症の人を支えるまちづくり」に、地域の方々や介護保険サービス事業所のスタッフなど、予定を超える約350名の参加で開催されました。秋篠菫会のこがねの里、サイクルハウス・あこだ、あかね保育園の職員も30名が参加しました。また、地域住民の方々はもとより地域のほとんどの介護事業者と、奈良市の他の9か所の地域包括支援センターから（地域行事で参加できなかった1か所除き全て）参加がありました。



奈良市からの挨拶で、清水介護保険課長補佐が「認知症を支えるまちづくり」の重要性と奈良市の施策の推進、地域への期待が述べられました。奈良県長寿社会課からも来賓として出席がありました。認知症の人と家族の会本部副代表の勝田登志子さんの講演では、「あなたは『ガン』になりたいか、『認知症』になりたいか？」から始まり、会の歩みや介護保険法の変遷、このたびの介護保険法改正について分かりやすく解説がありました。

討論会では、地区社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員会会長、自治連合会会長、認知症の人と家族の会奈良県支部の木村氏、奈良県認知症サポート医の永松先生、奈良市の認知症地域推進委員（伏見地域包括支援センター）の北田氏からの発言で、地域の特徴や取組み、認知症ケアの考え方などを深める事ができました。勝田登志子さんのまとめでは、「目が悪くなれば眼鏡、耳が遠くなれば補聴器を作るように、認知症になっても、周囲の人の温かい支えがあれば生活できる。それこそが認知症の人を支えるまちづくり」という言葉が印象的でした。また、今回の取組みは、「全国的に見ても先駆的」であるという言葉を受け、日ごろの事業所間の連携や、今回の企画の重要性を改めて実感し、そして、地域の方々の関心の高さにも驚きました。医療や福祉の専門職は、地域の方々と一緒に学びながら、地域の力を最大限に発揮できるようなきっかけを作り、影でサポートする役でありたいと感じた講座でした。



熱気のこもる会場でしたが、氷柱や扇風機、冷たい飲み物のサービスなど、包括支援センターを中心とした事務局やスタッフの方々の力で無事終了しました。秋篠菫会では、同地域圏域で来年3月に小規模多機能ホーム「あかりの家」の開設を予定しており、地域での本来的な「地域包括ケア」を目指しています。今回の取組みをきっかけに「認知症の人を支えるまちづくり」や「住み慣れた家や地域で安心して住みつけられるまちづくり」へ地域ネットワークの前進や公的施策の前進を進め、継続して取り組んでいきたいと思っております。（2011年7月27日 社会福祉法人秋篠菫会より）

現場の実態から介護保険制度の後退は許さない決意を伝える 札幌社会保障推進協議会主催「札幌市介護保険課との懇談会」に35名が参加(北海道)



札幌社保協の札幌市介護保険課との懇談が6月29日に行われ、勤医協在宅、協立いつくしみの会、新日本婦人の会、年金者組合、日本共産党、北海道社保協などから35名が参加し、介護制度の後退を許さない決意を伝え、札幌市にも対応を迫りました。

懇談会は事前に札幌社保協から札幌市に提出していた質問主旨に市が回答する形でスタートしました。特に焦点となっていた、「介護予防・日常生活支援総合事業」について山本介護保険課長は、「まだ国から具体的な内容についての指示は来てはいない。現在、札幌市で要支援認定者は約2万1千人、そのうちサービスを利用している人が1万3千人余りいる。具体的な対応についてはこれから検討していく」と述べるに留まりました。

用している人が1万3千人余りいる。具体的な対応についてはこれから検討していく」と述べるに留まりました。

要支援者へのヘルパー援助が無くなれば、利用者の生活を守れない

「ヘルパーの専門的援助が必要」と、勤医協在宅の柏ヶ丘ヘルパーセンターの村田さんが発言しました。全盲で要支援2の認定を受け、介護保険と自立支援のサービスを利用している事例をあげ、「要支援者へのヘルパー援助が無くなれば、利用者の生活を守れない。支援のヘルパーサービスだが塩分やカリウムに留意した調理支援を行っている。国が言うように自費の生活支援や配食サービスは負担が重たくて利用できない。サービスを取り上げないようにして下さい」と訴えました。

「高齢者から希望を奪わないで」と、菊水デイサービスの高野さんは、先の東日本大震災で被災し、子供が住む札幌に移り住んできた90歳、要支援2の利用者の事例をあげ、「以前は地元でデイサービスを利用していたが、被災によりサービスを利用できずにいた。子供の家にいても閉じこもりがちだったが、デイサービスの利用を開始してから、腰の痛みも軽減し、表情も明るくなってきた。90歳と高齢だが、希望が持てる様になったと話されている。介護予防のサービスとは本来こうあるべきものだと思う。高齢者の希望を奪わないようお願いしたい」と述べました。

1時間という短い時間と、市側の質問への回答が懇談会の大部分を占めたという不十分な状況でしたが、懇談の最後に山本課長は、「今日の懇談内容を7月から始まる第5期介護保険策定委員会に反映させたい」旨を表明しました。また、今後も介護制度問題での懇談会の開催を了承しました。

このほかの課題では、介護保険料滞納による1号被保険者の給付制限について、ふしこセンターから、要介護度が高いにも関わらず、経済的負担が重たく、思うようにサービスが利用できない事例を報告しました。「保険料は時効がありで2年分しか払えないが、それ以前の滞納分で給付制限を受けている。小樽や釧路ではそうした事例は出ていない。他市を参考に機械的な対応はやめるべき」と要請しましたが、「小樽市、釧路市は毎年、北海道の指導を受けている。札幌市も同様の対応すれば、北海道の指導を受ける」と、現在の対応は変えない態度が表明されました。これに対し菊水センター尾崎さんからは、「行政から支援の依頼が来たさいに既に給付制限を受けているケースがある。納付相談だけでは対応できない事例がある事を理解してもらいたい」と、行政対応の不十分さを指摘しました。(勤医協在宅 共闘委員会ニュースNo54 2011年6月30日より)



お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp